

平成28年熊本地震に伴う被災地特例措置の利用状況(その1)

中医協 総-7-2
30.8.22

*【】内は、平成30年3月時点からの増減

平成28年熊本地震に伴う被災地特例措置を利用している保険医療機関数(平成30年7月時点)

合計: 3保険医療機関【▲2】 (当該措置の延べ利用医療機関数4【▲2】) (熊本県のみ)

(参考) 平成31年3月まで被災地特例措置を延長した際の対応

- ・アンケートにより、特例措置を利用している医療機関数等を調査
- ・調査、集計したアンケート結果をもとに、中医協に諮り、特例措置の延長の有無を判断
- ・今後、状況の変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討する

特例措置の利用状況(実績のあったもの); 医科

医科	特例措置の概要	利用数
1 仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成28年4月18日付け事務連絡)	3 【▲1】
7 病棟以外への入院	被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定する。(平成28年4月18日付け事務連絡)	0 【▲1】
8 他の病棟への入院(被災地)	被災地の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成28年4月18日付け事務連絡)	1 【変わらず】

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用状況(その2)

特例措置の利用状況(実績のないもの)

実績なし	特例措置の概要
2 定数超過入院	医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成28年4月18日付け事務連絡)
3 月平均夜勤時間数 (被災者受入の場合)	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡)
4 月平均夜勤時間数 (被災地派遣の場合)	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡)
5 看護配置 (被災者受入の場合)	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡)
6 看護配置 (被災地派遣の場合)	被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成28年4月18日付け事務連絡)
9 他の病棟への入院 (被災地以外)	被災地以外の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成28年4月18日付け事務連絡)
10 平均在院日数 (被災地)	被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成28年4月18日付け事務連絡)
11 平均在院日数 (被災地以外)	被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。(平成28年4月18日付け事務連絡)

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用状況(その3)

実績なし	特例措置の概要
12 特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。(平成28年4月18日付け事務連絡)
13 転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。(平成28年4月18日付け事務連絡)
14 透析に関する他医療機関受診	被災地の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合・被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、当該被災地の保険医療機関において透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。(平成28年4月18日付け事務連絡)

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用状況(その4)

特例措置の継続の必要性、今後の見通し(特例措置を利用している保険医療機関からの報告(概要))

○新しい病院、診療所等の再建に着手しているが、完成まで時間がかかる〔3件〕

・建物が全壊判定されており立て替えが必要である。外来の一部を再開し、建て替えの準備をしていたが、敷地が接する県道熊本高森線の拡幅計画が発表され、当院の敷地が道路に取られるため、現在地での建て替えが大変難しくなってしまった。現在、移転先が決定したため、建て替えを進めており、平成31年6月に完成を予定している。移転先の建物が完成後、診療を再開し、特例措置の利用を終了する予定であるが、建て替え完了までは特例措置の継続利用を希望したい。

・市議会において、市長から、「市立病院は平成31年3月を目途に廃止、病院は各病院へ再編移転・外来機能は事業譲渡」という内容で、廃院の方向性が示された。外来診療は継続しながら廃院に向けた準備を進めるため、平成30年7月1日以降も特例措置の継続利用を希望したい。平成30年度中に病床の譲渡や事業譲渡、廃院に向けての手続きをし、手続きが遅滞なく進めば、平成31年4月1日には特例状態を解消する予定である。

○病床不足による他の病棟へ入院〔1件〕

・30床の認知症疾患治療病棟、57床の精神療養病棟、精神科作業療法等が入っている建物が倒壊し、その建物は解体した。現在は、44床プレハブの仮設病棟に患者は入院している。平成30年10月に新築病棟が完成する予定であり、特例状態も解消する予定である。